

都市計画法第 53 条第 1 項の許可申請書に添付する図書について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 53 条第 1 項の規定により都市計画施設の区域内において建築物の建築をしようとする場合の許可の申請書は、次に掲げる図書及び書類とする。

- 1 都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号。以下規則という。）第 39 条に定める許可申請書（別記様式）の正本 1 通及び副本 1 通に、それぞれ次に掲げる図面及び書類を添えたもの
  - (1) 案内図  
縮尺は 2,000 分の 1 以上とし、縮尺、方位、道路、目標となる地物及び都市計画施設の区域を明示したもの
  - (2) 配置図  
縮尺は 100 分の 1 以上とし、縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物（付属の門及び塀も含む。）の位置、都市計画施設の区域並びに敷地に接する道路の種別、位置及び幅員を明示したもの
  - (3) 2 面以上の断面図  
縮尺は 100 分の 1 以上とし、縮尺、建築物の最高の高さ、各階の高さ並びに建築物が地階を有する場合にあっては地階の位置、地階の高さ及び基礎版の位置を明示したもの
  - (4) 市長又は都知事が作成した都市計画施設の区域を表示したものの写し（参考図を含むものとし、市長が添付を要しないと判断した場合を除く。）  
縮尺は 500 分の 1 以上を原則とし、計画敷地の位置と都市計画区域との位置関係が表示されたもの
  - (5) その他参考となるべき事項を記載した図書
- 2 委任状（代理者によって許可の申請を行う場合に限る。）
- 3 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書の第 2 面から第 5 面までの写し

付則

- 1 この取扱いは、平成 24 年 8 月 6 日から適用する。